

市街地駐車場指定管理者募集要項に関する質問及び回答

該当箇所	質問内容	回答
募集要項 P5	7業務の内容について。 (1)ア(カ)交通誘導警備という項目が追加されましたが、こちらは必要に応じて、駐車場の管理人による構内の車の誘導を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、必要に応じて管理人による誘導を行っていただきます。 構内において渋滞等が発生し、駐車場の円滑な利用に支障がある場合のほか、特に中央西駐車場は入庫口が歩道に面していることから、歩行者の安全確保に十分ご留意いただきますようお願いいたします。
募集要項 P7	10管理運営に要する経費について。 (3)人件費の変動に対しては、賃金スライド制度が適用されると記述されています。令和9年度の人件費に関しても、令和8年7月時点の人件費を基準とした変動率が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、令和9年度の初年度の人件費について、賃金スライド制度が適用されます。指定期間1年目の対象人件費は、「本市が指定管理料の上限額を算定した際に用いた人件費査定額」2年目以降は、「前年度の対象人件費に人件費変動率に応じた増減を反映した額」と定めております。 詳しくは、松本市HP内の『指定管理者制度における「賃金スライド制度」の手引き』を参照ください。
募集要項 P13	16 指定管理者の指定の取り消しに関する事項 (2)ア(イ)指定管理者又はその代理人その他指定管理者の使用人等が、別紙8「松本市営中央西駐車場のモニタリングに関する要領……とありますが、実際の別紙8の表題は「松本市営市街地駐車場の管理運営のモニタリングに関する要領」となっています。こちらは松本市営市街地駐車場の表記が正しいという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、「松本市営中央西駐車場のモニタリングに関する要綱……」の記載は誤りで、正しくは「松本市営市街地駐車場の管理運営のモニタリングに関する要綱」となります。
募集要項 P5	(1)指定管理者が行う業務の交通誘導警備とは、すべての駐車場において、営業時間内は交通警備員の配置が必要となるのでしょうか	営業時間内に常に警備員を配置する必要はありません。 各施設によって混雑状況等が異なるため、利用者及び歩行者の安全性を確保しつつ、必要に応じて適切なご対応をお願いいたします。

市街地駐車場指定管理者募集要項に関する質問及び回答

該当箇所	質問内容	回答
募集要項 P16	施設のLED化について、駐車場におけるLEDの変更状況をご提示ください。また、現在LEDへの変更がされていない箇所における変更計画が定まっている場合はご提示ください。	駐車場におけるLED化については、中央西駐車場の一部を除き、実施しておりません。また、現時点では変更計画や予定についても未定となっております。計画が具体化しましたら、改めてご報告させていただきたいと考えておりますが、指定期間が始まる令和9年4月1日までに変更の予定はありません。
別紙3 労働条件調査票	労働条件調査票は施設ごとに記載とありますが、大手門駐車場は南棟と平面式駐車場とがあり、所在地及び営業時間も異なることから、分けて記載するとの認識でよろしいでしょうか	今回の公募については、指定管理者全体の雇用・労働条件を確認することを目的としているため、労働条件通知書は1通の提出で差し支えありません。 なお、従業員数については指定管理者として指定された場合の駐車場3か所合計の従業員数について記載してください。始業・就業時刻等、その他の項目について、駐車場施設により回答内容が異なる場合は、行を追加する等で対応してください。